

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	建部下野 (建部下野町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①水田地帯であり平均区画面積は約20a。圃場整備は昭和60年代に完了。
- ②農家戸数7戸（うち、認定農業者3戸（4名）：認定農業者のうち小泉満司さんは息子である雅行さんが認定新規就農者）
- ③農地面積24.6ha（水稻約15.3ha、麦5.2ha、黒大豆0.6ha、その他野菜等4ha）
- ④集落営農型法人は設立されておらず、認定農業者4名を含む個別農家8名で耕作している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・認定農業者を中心に耕作するベースが築かれており、将来に向けても集落型法人等の設立は計画していない。
- ・水田農業については、認定農業者の子息を中心に農地・農業の維持継続を計画している。
- ・一部の認定農業者は、イチゴをはじめとする施設園芸にも取り組んでおり、子息を中心とする後継者を確保したうえで営農の継続を計画している。
- ・一般農業者も現状を維持継続する意向。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.6 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状においても認定農業者に集積されているが、分散錯圃を解消しより効率的な農地利用が実現されるよう耕作者間で話し合いを定期的にもつとともに、地主の理解のもと農地の集積をすすめられるよう集落内で協議することが必要。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
相対契約や農地利用集積円滑化事業の契約もあるが、将来的には農地中間管理機構に順次移行していきたい。
(3) 基盤整備事業への取組方針
当面予定はないが、利用できる事業等があれば都度検討したい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
水田農業および施設園芸については、認定農業者をはじめとする現耕作者の子息を中心に後継者を確保したい。また、新規就農者など町内や近隣で希望者がいれば積極的に受け入れたい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
J A 子会社(株)グリーンサポート楽農や作業受託組織にドローンによる農薬散布を依頼している。また、認定農業者がJ A と連携して水稻苗の硬化育苗を受託している。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>②水稻面積15.34haのうち、99%（15.188ha）は環境こだわりで生産している。</p> <p>⑤ブルーベリー0.1ha、ぶどう0.154haを栽培している。</p>				